東郷村報
第121号
昭和36年11月10日
発行所
宮崎県東旧杵郡
東郷村役場

昭和三十六年度東郷村総合文化祭開催要項

1 趣旨
東郷村文化の向上と産業の発展のため毎年開催を続けてきた文化祭も各種団体並に一般村民の協力により、その内容も充実し益々成果を挙げている。本年度は更に広く一般の参加を求めよい文化行事を実施して村民に発表と鑑賞の機会を与えるとともに相互の融和親睦をはかり一段と郷土の発展に努めるため総合文化祭を開催する。

2 主催
東郷村　東郷村教育委員会

3 期間
昭和36年12月1、2、3（3日間）

4 会場
東郷小学校、東郷中学校

5 実施方法及内容
総合文化祭は分館文化祭と中央文化祭に分けて実施す
(1)中央文化祭
A展示　展示は分館文化祭における優秀な展示品と中央文化祭の展示品を併せ行う。
学芸品展、村勢郷土展、農協展、農林産品展、衛生展、生花展、畜産展、青年室、婦人室
B実演及相談　実演は農機具その他の実演
相談は育児家族計画、その他の相談所を開設す。
C競技大会　競技大会は関係団体並に各個人が自発的に参加し、スポーツの振興とクラブの健全育成に努める。
小学児童ソフトボール、バレーボール、中学、青年駅伝、珠算競技
D村民体育大会
(2)分館文化祭　分館文化祭は中央文化祭に準じて行い部落の特性を充分とり入れる。尚家庭菜園、堆肥の品評会や水稲、甘藷、馬鈴薯等の坪刈り坪堀り等も実施すること。

6 行事日程
12月1日　出品物の受付と展示
2日　午前9時開展　ソフトボール、排球大会、珠算競技、畜産展
3日　中学青年駅伝、村民体育大会、午後　時表彰式、式後演芸会、展示物はすべて午後1時に閉展

7 表彰
(1)分館は個人表彰並に団体表彰
(2)中央は次のとおりとする
A教育功労者表彰
B公民館及団体
C一般出品物については参加賞
D競技会は各種目ごとに1、2、3等と参加賞
E畜産展は優等1、2、3等と参加賞
F学童作品には特賞参加賞

8 農林産品展の出品種目並に数量
主作物　俵米（分館のみ玄米1俵
蔬菜　大根、白菜（各3株）里芋（20個）ごぼう、人参（各5本）ねぎ（1把、廻り30㎝）馬鈴薯（20個）ほうれん草（1把）その他の葉菜類、根菜類
雑穀　豆類（2ℓ）そば（2ℓ）
果実類　みかん、柿（各6個）栗（1ℓ）
山産物　椎茸（400g）木炭（1俵）
農産加工　茶（200g）醤油（0、40ℓ）藁工品（1枚）そらくち（1荷）なわ（手ない1番）（機械1丸）かます（1枚）炭俵5枚）くらした（1個）竹木工品その他、卵（10個）

9 出品物についての注意
(1)品種名、部落名、出品者名の札をつけること。
(2)出品物の包装を厳にしておくこと。
(3)出品物は各公民館でまとめて搬入のこと。
(4)各学校の出品物は村教育会で決定のこと（搬入、期日、審査等）

10 その他
(1)中央文化祭に出品する蔬菜類は2等までとし、その他は従来どおり3等までとする。

正しい政治は公明選挙から

来る十二月十日に参議院議員の補欠選挙が行われます。

立候補者はそれぞれ自己の属する政党の政策や自分の政見を有権者に訴ゆるでありましようが、どの政策が国運振張に最もよい政策であるか、またどの政見が国民生活上最良のものであるかをよく検討して正しい投票をいたしましよう。

◎参議院議員の補欠選挙が行われます

十二月十日に参議院宮崎県選出議員の補欠選挙が行われることになりました。選挙管理委員会は目下その準備中でありますが差当り有権者の皆様に特にお願いしたい事項を簡単にお知らせします。

今度の選挙に使用する名簿は昨年の九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿を使うことになつていましてこの名簿に登録されてない人については新たに補充選挙人名簿を作ることになつています。

この補充選挙人名簿の調製現在日は今年の十一月十九日現在となつておりこの日までに満二十歳以上になる人でこの日まで引続き三ケ月以上本村に住所を有している人ということになつています。つまり昭和十六年十一月二十日以前に生れた人で本年の八月二十日以前から本村に住所を有している人ということになります

申請期間は十一月二十日から二十七日までの八日間で毎日午前八時三十分から午後五時まで受付けます。十一月十四日頃に区長さんのお集りをお願いし名簿を渡して閲覧して貰うことに致します。たとい選挙権はあつても名簿に登録されてないと投票ができませんから登録洩れの人、新たに選挙権の備つた人は申請期間中に必ず申請をするようにお願い致します。

東郷村選挙管理委員会

昭和三十六年度秋期全国火災予防運動の実施について

秋の穫入れも終り、火の恋しい季節となつて、各家庭は勿論、その他火の使用が急に増え、火災の多くなる時期ともなりました。このようなことから、恒例による全国火災予防運動が、十一月二十六日より十二月二日まで一週間大々的に展開されることになりましたが本村もこれに呼応して、消防団を始め、各関係団体の協力のもとに、私達の村から、火災事故を追放して本運動の目的を達成したい考えであります。本村の火災発生状況は、昨年度一〇件被害見積額二、三三三千円となつており、尚本年度は現在迄七件、被害見積額三六〇千円となつています。全国的に見ると、一日平均約一億円（15分間に1件の割合で起きている）もの莫大な財産が火災により、灰になつている計算になります。昔から「地しん、かみなり、火事、おやぢ」と云われ火事は恐ろしいものの中に入れられておりましたが然し現在では、火事を恐れなくなつたばかりか、軽視の傾向にあり、その結果は前記のような状態となつています。炊事の火、コンロ、タバコ、アイロン等案外、私達の身近かな、そして「フト」した、はずみや、不注意から火事は起きています。「火の用心、出がけ寝がけに、心掛け」の通りお互い一人一人の注意こそ本当に大切であります。どうか皆さん、今一度火災予防のために、次のことを実行していただきたいと思います。

記

一、コンロ（石油、プロパンガス、電気等）について
コンロは粗略な扱いをせず正しい扱い方をする。弁は良く閉めてあるか！電源スイッチは切つてあるか確かめる。

二、マッチの置場所について
五、六才から小学校一年生ぐらいまでが好んで火遊びをするのでこれらの子供の手が届かない場所にマッチを置く。

三、暖房器具（炭火こたつ電気こたつ等）について
寝る前、外出前には必ずふとんを取り去り、残火の始末や、電源スイッチの遮断を確かめる。又、こたつに「オムツ」をのせることは危険ですから特に注意する。

四、かまどについて
煙突の破損や掃除に注意すると共に、かまどと、壁との間は安全な程度に、間隔をとる。

五、取り灰について
取り灰は不燃物による貯蔵所を設けるか、又は火気のないことを確めて安全な場所に貯蔵する、又取り灰の上には可然物をしかない

六、野焼き、山焼きについて
火入れは、必ず火入れ許可書の交付を受けなければ出来ないが、実施については当日の気象条件を考慮する外、風向き、風速その他防火線、警戒員の配置、消火設備（ポンプ、背負噴霧器）等万全の対策と細心の注意を払うこと。

七、「タバコ」の火について
山や、その他屋外での煙草の「すいがら」は投げ捨てず、必ず火を消して安全な場所に捨てる。

八、迅速な通報
以上が注意の要点ですが若し火災が発生したときは「迅速な方法」で消防団や一般に通報する。
（大声、警鐘、サイレン等）

ながながと折れたるままに先青み
わづかもたげてコスモス咲けり
コスモスの茂りなびかひ伸ぶみれば
花は咲かずもよしとしおもふ

牧水

国民健康保険について

本村が国民健康保険制度を実施するようになつて九年目になりました。はじめはこの制度がどのようなものであるのか村民の皆様の認識も浅く仕事が思うようにいかず国民健康保険税の納入も成績が上らないために専ら本制度の運営について啓蒙宣伝を行ない皆様の御協力をお願いして参つたのであります。

そうする内に社会保障制度は年一年と向上充実し皆様の認識も次第にたかまり愈々これで軌道に乗つて来たものと意を強くいたしたのでありますが本村に於ける従来の国保事業は国が法律で示している事業の完全な実施をなさず保険給付の一部制限をしていたのであります。

しかるに政府は一応本三十六年度を目標に保険法に示している保険給付の完全実施をなすよう指導して参りましたので本村としては種々検討を加えた結果保険給付の完全実施をなすよう県下大半の保険者と歩調を揃えて踏切つたのであります

これで法どおりの療養の給付即ち診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院又は診療所への収容、看護、移送の全部を給付するようになつたのであります。今各処で話題に上つている保険税の増額もこの事に起因しているのでありまして以下その内容について具体的に申述べ皆様の御理解と格段の御協力をお願いいたします。

現在行なつている保険事業の内で最も大切な仕事は療養の給付とは申すまでもなく皆様が傷痍疾病で診察治療等受けられる際に窓口で一部負担金として半額支払いされますがその残り半額を保険から支払うことであります。この額が本村国民健康保険の総予算額約一、三三〇万円の内の八七五万円程度になるのであります。

即ちこの額は療養給付費として保険で支払う全医療費の半額でありますから実際の総医療費は一、七五〇万円余という多額を要することになるのであります。

それにその他の給付として出生の際の助産費一件につき千円、死亡の際の葬祭費一件につき二千円がありまして保険給付費の総額は約九二八万円になります。これは前年度の保険給付費七一三万円と比較しますと大巾の上昇を示して居りますがその主な原因は受診率（診察を受ける回数）の上昇もありますが最も大きな原因は入院の際の患者に対する給食に対して給付をすることと歯科の入歯に対して給付を新たにするようにしたからであります。

その他には事務費として保険事務に従事している職員の給与、その他一般的な役場費といわれる費用が約一六九万円いるのであります

それに保健婦活動を中心とした保健施設費が約四三万円必要であります。

以上が国民健康保険事業に要する主な経費でありますがそれではこれに充当する収入はどうなつているのかと申しますと先づ第一番に見込まれるのが保険税であります。これは法で療養給付費の九〇％以上を税で賄なわねばならないと規定されて居ります。即ち療養給付費八七五万円の九〇％七八八万円以上の税収を必要とする訳であります。そこで本村の場合種々検討の結果これまでの保険税四五〇万円程度でも容易でないのに八〇〇万円近くにまで税を上げることはどうしても無理であろうということになり前年度繰越金や滞納繰越金それに一般会計繰入金等の収入を上げて極力保険税増加によつての負担を重くすることはないようにとの措置を講じたのでありますが法に規定されている義務の履行と保険事業の円滑なる運営のためには現在の税額六〇〇余万円までは引上げなければならなかつたのであります。しかしこれを県内の各市町村と比較いたしましても一世帯当又は被保険者一人当にして決して上の方ではないのであります。

（以下二面下段へ続く）

完納

十一月は国民健康保険税第三期の納期です
十二月は固定資産税第三期の納期になつています

村婦協主張発表会報告書（一）

子どもと共に

福瀬新名八千子

青少年を正しく明るく育てよう、という運動が始められてから、もう数年になります。私たちの村でも親子会や子ども会が各部落にできて盛んに活動していますしかしその親子会や子ども会を正しく理解して、その目的のために協力して下さる方はあまりにも少いのではないでしょうか。

毎日の新聞やラジオが、青少年の不良化を報道しています。私たちの村では今までそうしたニュースになるようなことは、まだ一度もありませんが、ただそのことだけに満足していてよいのでしょうか。親子会や子ども会をつくつて、子どもたちの生活をみて見ますといくらでも考えさせられる問題がたくさんあるように思われます。

『うちの子どもは心配はない』『うちの子どもにかぎつてそんないたずらはしない』と考えているお母さんたちは、本当に子どもたちの生活をよくご存じでしようか。子どもは悪への道は近いが善への道の遠さをよくご存じでしようか。

子どもたちの生活が、学校と家庭と社会とでは、それぞれ違つた生活態度を見せているということも、よくご存じでしようか。

部落の子ども会で、『よその家のくだものをとらないこと』というきまりを作つたことがありました。ところが子どもたちは、いつのまにかそのきまりを破り、部落内のはとれないので、他部落のものをとつてくるようになつてきました。そしてその方法も、大人も及ばないほど知的になつてきたのです。

第一に自分の手をかけないで、下級生を使うことです

第二に自分より力の弱い者から貰つてくることです

第三に悪事の時間が、うすぐらくなる時間をねらつてする

第四に人通りのない裏道を通ること

第五にこのような子どもは必ず口答をすることです

こうしたことがだんだんつみ重さなつて、子どもたちが不良化していくのではないでしょうか。くだものを盗みに行つた子どもを見つけて聞いてみると、『僕の家のをとると、父ちやんや母ちやんに叱られるから』といいます。このことを親に知らせますと親は人前もかまわず、我が子を捕えて薪の棒でなぐりつけました そして『お前のような馬鹿子がおるから、親が泣かねばならん』といつて、とめればとめるほどたたくのでした。

またいたずらをしている子どもを村の人が見つけて注意しますと、その子どもは泣いて家に帰り、母にいいつけました。すると母親はその後ことあるたびに、その注意した人の悪口をいうようになりました。ところがこんどは他の子どもが、その家のくだものを盗つたのです。その親は、子どもを捕らえて、待つていたとばかり叱りつけ、とうとう親まで呼んでことわりをいわせたのです。

子どもたちにとつて母親はもつともよき理解者であつて、よき指導者でありますが、果してその役割を充分果しているでしょうか。

このような場合に直面した時、私たちはどのように、子どもたちを導いたらよいのでしょうか、むやみに子どもたちを、きまりでしばり、ただ子どもたちを罰することだけでは、けつして子どもはよくなるものではないと思うのです。子どもたちには子どもの社会があり、子どもの自由と責任があるはずです。私たちは充分子どもを理解しているでしようか。ほんとうに子どもたちに、よき理解と協力を与えているでありましようか。

子どもたちは、すぐ仲まをつくります。けつして一人では遊んではいません。子どもには子どもだけの社会がきつとあるはずです。私たちはそれを、もつともつと温い目で見まもつてやらなくてはならないのではないでしようか。

あるところに「悪い子は石を投げません」と書いた立札が立つていました。すると子どもたちは『僕は悪い子だから石を投げる』といつて石を投げます。又仲まに入れてもらうためには石を投げてからはじめて仲まに入れてもらうこともあります。このようなことは、子どもたちにとつてはそう悪いことをしたとは感じていないようです。ただなんとなくそういう経験をして見たいということから始める場合もあるようです。これらのことは、ただ単純な子ども心のいたずらの様でもあります。何も社会的な責任や義務を感じとる以上に子どもたちにとつては興味のあることではないでしようか。それなのに親子会や子ども会は、ただ単に不良化防止のみにとどまつているように見えるのはなぜでしよう。子どもの心を心とし、良く見、良く聞き、良く考えてやる母親であつてほしいものです。

子どもの社会を正しく明るくするには、子ども自身の知恵と力を出し合つて、学習に体育に家庭へそして社会へ貢献し住みよい社会を築きあげていくための知識や技術を又そうした生活態度を身につけさせてこそ、私たち母親のつとめではないでしようか。

私たちは今一度よく考えて見ようではありませんか、心にもないことをしやべり心にあることは人まえではいえない。私たちのせまい部落、私たちのおさない知識、しかしながら子どもを愛する時、ふるい感情を洗い流して、子どもと共に悩み、共に苦しみ、共に成長して前進しなければならない気持で一ぱいです。子どもたちのよりよき成長を希うならば、私たちがより高く、より多く学ぶべきではないでしようか。

そうした立場から親子会や子ども会を今一度反省して見ようではありませんか。

農業委員会便り

農地相談　其三

問　私は農家の世帯主(甲)で次男（乙）がおります。次男は妻（丙）をめとり、このたび分家することになりました。そこで私は次男夫婦に農地を贈与するつもりですが、贈与農地を「甲乙、丙、おのおの二分の一ずつの持ち分を有する共有」ということにし、登記名義もそのようにしたいのですが農地法上許可されますか。このような許可申請は甲、乙、丙、三者連名でするのですか。

答　農地の所有権を移転するには、県知事の許可が必要であります。（農地法三条）共有における「持分」の法律的性質については民法に規定はありませんが、判例によると「共有は数人が共同して一つの所有権を有する状態であつて、共有者は物を分割してその一部を所有するのではなく、各所有者は物の全部について所有権を有し、他の共有者の同一の権利によつて減縮されるにすぎない。従つて共有者の有する権利は単独所有の権利と性質内容を同じくし、ただ分量および範囲に公狭の差異があるだけである」といつております（大審院判決例）

そこで共有持ち分を移転する場合にも農地法三条の知事の許可を受けてからすることになります。この許可申請は一般の場合と同様に譲渡人甲と譲受人乙および丙が連名でするか譲渡人甲譲受人丙の連名でそれぞれ二分の一の持ち分について許可申請をいたします。

この申請を審査する場合には知事は農地法三条二項各号に該当しないかどうかを判断して諾否を決めます。夫婦親子間での共有関係は別として、他人同志の共有については、同一の農地を共有者双方が耕作の事業に供することが実態上困難であつたり、権利関係が複雑になるなど好ましいとは云えません。

その四

問　農地改革前私は甲と水田の交換をしました。ところが当時、移転登記ができないというので、農地改革のさい、買収売り渡しの手続きで登記をすませましたところが、甲はあとになつて交換地の一部をかえて欲しいといつて私名義の農地を一、二年耕作しているうちに、甲は死亡し、その家族が耕作しています。私は当初の交換の約束どおり返えして欲しいのですが、話がつかないばかりか、農業委員会で買収してもらうといつています。このようなことがありますか。

答　農地改革で売渡しを受けた農地（創設地）は売渡しを受けた者が自ら耕作しなければなりません。病気や負傷のための療養、就学公選による公職への就任など特別の理由のある場合にしか他人に貸付けることはできず、農業委員会の許可を受けずに他人に耕作させたときは国が買収することになつています。（農地法十五条）交換の契約があつて、交換の登記をするかわりに、買収渡しの手続きで登記をすませたといつても創設地にはかわらないので甲の家族に無許可で耕作させておれば、農地法十五条の適用があります。交換の契約の内容がはつきりしておれば、所有権に基いて引き渡しを請求する訴訟もしくは民事調停法により農事調停を申したてる必要があります。

もしその創設地と甲の相続人の別の所有地を交換することになれば、それぞれの農地についてお互いの所有権の移転をするために農地法三条の許可を受ける必要があります。

あなたを守る新時代

綺麗な環境を造り上げた

坪谷小学校の父兄たち340名は運動場の整備に奉仕して

年金が

私には九人の子供がいるがあてになる子は一人もいない。国民年金ができたのでこれの方が余程信頼できるこれは五十才を過ぎた或る父親の話だが戦後家族制度の変革があつたと言え、こんなことが当り前になつたら悲しいことだ。然し子供としても親子の情において忍び難いものがあつても戦後生活一般がこのようにきびしくなれば、妻や子供の生活に追われ止む得ず両親への配慮が薄らいで行くのが通常の姿となりつつあるようです。子供には子供として苦労があるならば親達も老後のことを自力で準備しておくことを若い中から考えねばなりません。これが国の対策、国民年金であることを再び御認識願い度い。

第三十九回臨時国会も終り待望の国民年金法一部改正案も議決された。審議過程における議員の質問や大臣の答弁からして、将来国力の発展と共に年金も益々充実することが期待できます改正の内容は次回に譲ることにして今回は年金行政上皆さんから知つて頂き度いこと、守つて頂き度いことを掲載致しました。

◎一、拠出制国民年金と経過的福祉年金について

拠出制国民年金は本年四月より発足して百円乃至百五拾円の保険料を負担しているものでありますが村内に三、〇八七人の被保険者がいて中約五〇〇人の方が免除該当者となつています。発足してまだ日が浅いため本法による年金支給者は少なく全国で六四〇件、本村でもまだ二件程しかありません。然し福祉年金の方は本村でも昭和三十五年度の場合、老令者三三一名障害者四八名、母子世帯三八名計四一七名の該当者があり年金支給額は年に五百四拾万四千八百円となつて居り拠出制国民年金の被保険者で保険料を負担する人を二千五百人とみた場合一年間に納める保険料は約三百万円ですから、差引二百四拾万四千八百円の金が村内に残ることになります。然も本年は老令年金受給者が七名増加していますので人間の寿命も国の発表の通り延びつつあることが証明できると思います。

◎一、保険料の免除を受けた人の手帳の保管

本村には約五〇〇人免除者がいますが、この人達の年金手帳は明年三月までは必要としないので確実に保管して下さい。部落によつては組合長さんが纒めて保管してあるところもありますが、こうしておけば安心です。明年になり生活状態が思わしくゆかない場合は更に手帳をつけて再申請せねばなりません。

◎一、氏名変更又は住所変更の届出について

結婚等で氏名を変更したり又は住所を変えた場合は当該事実があつた日から二十日以内に手帳を添え住所地の市町村長に届出しなければなりません。特に転出される方は役場に転出届け受領に来られた際年金係にも一言転出先を知らせて下さいますと転出先の手続き等についても御説明致します

◎一、新しく加入資格を得た人達へ

年金法で国内に居住する二十才以上の国民は国民年金に加入しなければならないことになつています。二十才になられた方は将来の自分のために進んで加入届けをして下さい。

但し官公署や会社等に就職して厚生年金や公務員共済組合等に加入している人は加入できません。又これ等の配遇者の加入は任意となつています。

（一面より続く）

次は前に申し上げました役場費として上げられている事務費でありますがこれは原則として一〇〇％国が負担することになつて居ります。又最も多額を要する療養の給付に対する国の負担金は総医療費の二割となつて居りますので約三三〇万円を見込んで居ります。その外調整交付金として給付に支障のないように年度末には国より相当額の補助金が交付されることになつて居ります。又保健婦の活動その他の事業についても国県の補助金が交付されることになつて居りますので才出の約一、三三〇万円を賄うことになるのであります尚十月一日から保険法の一部改正によりまして世帯主が結核性疾患や精神病等に罹つた場合は三割の一部負担で七割は保険で負担することになりました。これは言うまでもなく一家の生計を支えている世帯主が病気になることによつてその家庭に及ぼす経済的な圧迫を出来る丈軽くして少しでも生活の安定を図ろうとするものでありますので世帯主の決め方についてもその点充分考慮の上この際変更の要ある方は正規の手続きをとつて整備しておかれることが肝要であると思います。

以上のようなことで増税を免がれることは到底不可能であつたのではありますが一たん負傷や病気に罹りますとそれは又保険の給付による経済的効果は誠に大きいものであることは既に大半の皆様が経験されているとおりでありますどうか相互扶助の精神で固めた上に国の社会保障が大きく裏付けしている保険制度の重要性を此の際一段と御認識になつて本事業が円滑に運営出来ますよう特段の御配慮と御協力の程を切にお願い申し上げます。

(1)敬老席で孫たちの競技に見入る老人たち

(2)一年生の孫達とオジャミ入れ競争をする老人たち（坪谷小学校）

点滴

◇稔の秋にあまりにも非情な豪雨であつた。丹精こめてつくつた水稲が収穫の寸前に、或は泥水に浸れ、或は濁流に流された無惨な情景は、天はあまりにも無情であると悲憤の念さえ起る。

◇災害は思わぬ時に訪ずれる。だから常日頃備えなければならぬ。「備えあれば憂なし」と言われるけれどやはり不可抗力の災難も訪ずれる。今回の災害は将にそれである。全くの天災である。天をうらむより外に術もないことだから将来に期待をかけて立ち上ることとしよう。

◇十一月の声を聞くとどこの部落でも村祭が来る。朝早く鎮守の森から流れ来る太鼓の音は遠い昔この地を拓いてくれた祖先の人々のよろこびの叫びのようにも聞えて来る。

◇鎮守の森はわれわれ村人の産土の神のおわすところで村人の心のよりどころでもある。

◇年一度の村祭りにはこの地を拓いてくれた遠い祖先のことにも思いをはせて報本反始の念をおこすことも村祭りをする一つの意義ではあるまいか。

◇十二月一日二日三日に総合文化祭が開かれる。今年は第十四回である。輝しい歴史と伝統はうちたてられつつあるが村民の協力がなければ直ちに壊れる危険性が多い。

だから、村民一人一人が文化祭のもつ意義を深く認識して更に新しい歴史の一ページを加えていただきたいものである。

小春日や南の椽に蠅の飛ぶ